



# 地域安全ニュース

令和2年5月



## 違法なヤミ金融に注意!!

「給与ファクタリング」などと称し、個人の給料を債権とみなし、個人を通じて資金を回収する業務は、貸金業に該当し、貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、**違法なヤミ金融業者**です。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、給与が減るなど生活に困る会社員が狙われています。

**「給与の前払いができる」「気軽にご利用ください」などインターネットで宣伝**

安易に利用すると…



- ◆ 年利換算数百%に当たる手数料の支払を要求
- ◆ 支払が滞ると「家族や勤務先に電話する」と迫る

**生活が破綻**

ヤミ金融業者を絶対に利用しないで！

甘い言葉には気をつけて！



京都府警察本部 生活保安課

075-451-9111

